

船橋市 住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失するおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

2021年（令和3年）12月現在

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少し、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、自立相談支援機関である「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（以下「さーくる」とする。）及び「住居確保給付金窓口」により、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

※4.3万円（単身世帯） 5.2万円（2人世帯） 5.6万円（3～5人世帯）

支給期間：3か月間（一定の条件によりか9か月まで延長が可能）

支給方法：不動産業者等の口座へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑦（②はA又はB）のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② A) 申請日において、離職等の日から2年以内である
B) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付等を含む）。

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額	+ 家賃額（※ただし地域ごとに設定された基準額が上限）
1人	8.4万円	6人	29.7万円	
2人	13万円	7人	33.4万円	
3人	17.2万円	8人	37万円	
4人	21.4万円	9人	40.7万円	
5人	25.5万円	10人	44.3万円	

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

- ⑥ 生活保護及び国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金※）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。過去に住居確保給付金を受給していないこと。

※ 令和4年3月31日まで、期間限定で同時に受給できます。詳しくはお問い合わせ下さい。

- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

- ・月収（社会保険料、税金などを含む総収入）が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※
- ・月収が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。

$$\text{支給額（家賃上限額以内）} = \text{基準額} + \text{実家賃額} - \text{月の世帯の収入合計}$$

支給額の計算例

単身世帯の場合

月収84,000円以下の方は家賃額（上限43,000円）

月収84,000円を超える方は次の計算式により算出（上限43,000円）

⇒84,000円＋家賃額（共益費等を除く）－ 月収

（例）月収90,000円、家賃額50,000円の場合

84,000円（基準額）＋50,000円（家賃額）－ 90,000円（月収）

＝44,000円＞43,000円

43,000円より多いため、43,000円が支給額

2人世帯の場合

世帯月収130,000円以下の方は家賃額（上限52,000円）

世帯月収130,000円を超える方は次の計算式により算出（上限52,000円）

⇒130,000円＋家賃額（共益費等を除く）－ 世帯月収

3人世帯の場合

世帯月収172,000円以下の方は家賃額（上限56,000円）

世帯月収172,000円を超える方は次の計算式により算出（上限56,000円）

⇒172,000円＋家賃額（共益費等を除く）－ 世帯月収

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金受付票
- ② 住居確保給付金申請時確認書（両面）
- ③ 住居確保給付金支給申請書（両面）
- ④ 本人確認書類（次のいずれかの写し）（顔写真付きは1点。それ以外は2点必要）
住民票の写し（可能なら同居家族全員分※）、運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、マイナンバーカード*、健康保険証*、戸籍謄本等
※市役所本庁舎、出張所等で住民票を取得する場合、住居確保給付金の申請に必要であることを申請窓口で申し出てください。当面の間、無料で交付されます。
*マイナンバーや被保険者等記号・番号が見えないようにしてお送りください
★事情があって住民票を移せない方、住所を証明するものがない方は、ご相談下さい。
- ⑤ A) 離職等後2年以内の者であることが確認できる書類（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等）の写し
B) 収入を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類（雇用主からの休業を命じる文書、**新型コロナウイルス感染症拡大の影響により**アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等）
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある方について、収入が確認できる書類の写し（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は年金の振込通知、その他児童扶養手当、児童手当等各種手当証書）
住居確保給付金に係る収支状況表（個人事業主の方）
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が保有するすべての金融機関の通帳等の写し
- ⑧ 入居住宅に関する状況通知書
- ⑨ 当該住宅の賃貸借契約書（契約期間が有効なもの）の写し、重要事項説明書の写し
- ⑩ 相談受付・申込票（両面）
- ⑪ ⑤が準備できない場合、Aの方：離職状況に関する申立書
又は Bの方：就業機会減少に関する申立書
- ⑫ ⑥が準備できない場合、収入に関する申立書
- ⑬ （離職・廃業している方）求職申込み・雇用施策利用状況確認票

住居確保給付金の申請から決定まで

- ◆ **住居確保給付金の申請書類の準備**
 - 申請書や本人確認書類など各種必要書類を用意してください。

- ◆ **入居住宅の貸主との調整**
 - 不動産業者等から、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。振り込みが、市から不動産業者等の口座に直接行われることをお伝えください。（決定金額＝家賃額ではありません）

- ◆ **（離職している方は）
ハローワークでの求職申し込みと他施策利用状況の確認**
 - 公共職業安定所（ハローワーク）またはインターネットにて求職申し込みを行い、求職番号をもらってください。

- ◆ **住居確保給付金の申請書類の提出**
 - 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」含め各種必要書類が揃っていることを確認し、住居確保給付金臨時窓口に提出してください。

- ◆ **住居確保給付金の審査・決定**
 - 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、報告用書式が交付されます。
 - 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
 - 住居確保給付金は、支給額が船橋市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
 - 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

- ◆ 給付決定後、相談受付・申込票等の内容に応じて必要な方には、「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（以下「さーくる」）から連絡があります。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 住居確保給付金は、有期の支援期間内における就労による自立を支援する制度です。支給期間中は、公共職業安定所の利用、住居確保給付金臨時窓口や「さーくる」の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動等を行ってください。
- ◆ 毎月1回以上、船橋市住居確保給付金臨時窓口に報告をする必要があります。求職活動の状況や収入等を、支給決定時に交付される書式により、メールやFAXで報告してください。
- ◆ 離職している方と、支給10か月目以降の方は、毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所等の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所等担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに確認印を受けます。
- ◆ 離職している方と、支給10か月目以降の方は、原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用可能です。毎月の報告の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して住居確保給付金臨時窓口で報告してください。
- ◆ さらに、船橋市よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」と雇用状況のわかる契約書等を提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長などが可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を2回まで延長することが可能です。
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に指定回数以上の就職活動を行っていた
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など
住居確保給付金の受給期間の延長等を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、船橋市住居確保給付金窓口へお知らせ下さい。
求職活動の状況を確認し、収入と預貯金分かる書類と、延長の申請書を提出していただきます。
※再支給の方は、延長ができません。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
 - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、船橋市の指導により船橋市内での転居が適当である場合
 - ・ 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がった書類を準備して、船橋市住居確保給付金窓口へお知らせください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 離職していて求職活動を怠る方、または収入を得る機会が減少していて受給し、収入状況の報告を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ さーくるが策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職または収入が増加し、就労により得られた収入が一定額（基準額に家賃額を加算した額）を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、住居確保給付金窓口または船橋市の指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者が生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、平成27年3月以前に「住宅手当」を受給した方については再申請できます。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合において、直近の支給決定後、直前の離職が解雇であれば再度支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりませんので、再支給はできません。
- ◆ 令和4年3月末まで、上記以外の方も特例で再支給の申請ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、住居確保給付金の支給も中止するとともに、既に支給した給付金を徴収します。
- ◆ 住居確保給付金の支給後に収入が増加し、当月分の支給要件に該当しなくなった場合、当月に支給した給付金を返還していただきます。

生活資金の必要な方は

総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みができる場合があります

住居確保給付金受給中に生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。県社会福祉協議会による審査が通ると、貸付決定が通知されます。

申込先：船橋市社会福祉協議会 ☎047-431-5877

申請書提出先

(持参する場合)

船橋市湊町2-10-18 千葉県船橋合同庁舎4階
※市役所本庁舎ではありませんので、ご注意ください。

(郵送の場合)

〒273-8501

船橋市役所地域福祉課 住居確保給付金担当 宛
※住所の記入は不要です

お問い合わせ先

◆船橋市住居確保給付金臨時窓口

(新規申請)

TEL : 047-436-2339

MAIL : sumai.circle@kazenomura.jp

(再支給申請)

TEL : 047-401-8055

MAIL : 2sumai@kazenomura.jp

◆自立相談支援機関

「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる

住所 : 船橋市湊町2-8-11 船橋市役所別館1階

TEL : 047-495-7111

FAX : 047-435-7100

MAIL: circle@kazenomura.jp

受付時間

月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00

(祝休日、12/29～1/3を除く平日)